

報告第16号

地方自治法第180条第1項の規定による専決処分について

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により、これを市議会に報告する。

令和8年6月12日提出

総社市長 片岡 聡 一

報告理由

令和7年11月28日付けで市議会の議決を得て工事請負契約を締結した総社市スポーツセンターきびじアリーナ外空調設備設置工事（機械設備工事）において、急激なインフレーションによる工事請負金額の増額が生じたため、工事請負変更契約の締結について、地方自治法第180条第1項の規定により、令和8年5月11日に専決処分したものである。

工事請負変更契約書

1 工 事 名

総社市スポーツセンターきびじアリーナ外空調設備設置工事(機械設備工事)

2 工 事 場 所

総社市 三輪 外 地内

3 原請負契約年月日

令和 7 年 11 月 28 日

4 変 更 契 約 事 項

(1) 工 事 内 容

別紙変更設計書のとおり

(2) 請負変更金額

3,135,000 円 増 内取引にかかる消費税及び地方消費税の額 285,000 円 増

変更前工事請負金額	586,804,625 円
変更後工事請負金額	589,939,625 円
差 引	3,135,000 円

変更前消費税及び地方消費税の額	53,345,875 円
変更後消費税及び地方消費税の額	53,630,875 円
差 引	285,000 円

(3) そ の 他

5 そ の 他

原工事請負契約書のとおり

上記変更契約の証として、本書2通を作成し、当事者記名押印のうえ各自その1通を原工事請負契約書とともに保管するものとする。

令和 8 年 5 月 11 日

発注者

岡山県総社市中央一丁目1番1号

総社市

総社市長 片岡 聡



印

受注者

中村建設株式会社・有限会社フレヴァン
特定建設工事共同企業体

(代表者) 住所 岡山県高梁市横町1541番地の5

中村建設株式会社

氏名

代表取締役 中村 浩巳



印

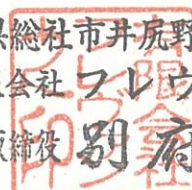
(構成員) 住所

岡山県総社市井尻野552番地3

有限会社フレヴァン

氏名

代表取締役 別府 洋吾



印



位置図